

◆上越市インターンシップ受入促進事業助成金



上越市では、市内における若者及びU・I・Jターン者の就労を促進するため、市内の事業者が行うインターンシップの受入に要する経費の一部を助成します。

【対象事業者】

次の(1)～(3)の全てを満たす事業者(※1)が対象となります。

- (1) インターンシップを2日間以上実施し、そのうち実施期間の半分を超える日数を対面で実施（オンラインではなく、職場等での実施をいう。）していること
- (2) 市税を滞納していない事業者であること
- (3) 参加学生（大学（大学に置く大学院を含む）、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在学する満18歳以上の学生）へ支援金(※2)を支払っていること

※1 事業者とは、本社、支社、営業所、工場など、事業活動の場を上越市内に置く中小企業者等であり、行政機関等を除きます。

※2 支援金とは、インターンシップに参加した学生の負担軽減のために、事業者が学生に支払った経費を指し、交通費、宿泊費、飲食代等を含みます。

【助成内容】

- ・インターンシップ参加学生への支援金額の1/2（1,000円未満切り捨て）を助成します。
- ・ただし、助成金の上限額は以下のとおりです。

大学等の所在地	県外			
実施期間	2日間	3日間	4日間	5日間以上
助成上限額/人	30,000円	45,000円	60,000円	75,000円

大学等の所在地	上越市を除く新潟県内の市町村			
実施期間	2日間	3日間	4日間	5日間以上
助成上限額/人	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円

大学等の所在地	上越市内			
実施期間	2日間	3日間	4日間	5日間以上
助成上限額/人	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円

【助成金交付例】

県外の学生（1人）を受け入れ、支援金を支払った場合

例	実施期間	支援額	助成上限額	助成額 (支援額×1/2)
①	2日間	90,000円	30,000円	30,000円 (支援額×1/2=45,000円>助成上限額)
②	6日間		75,000円	45,000円 (支援額×1/2=45,000円<助成上限額)

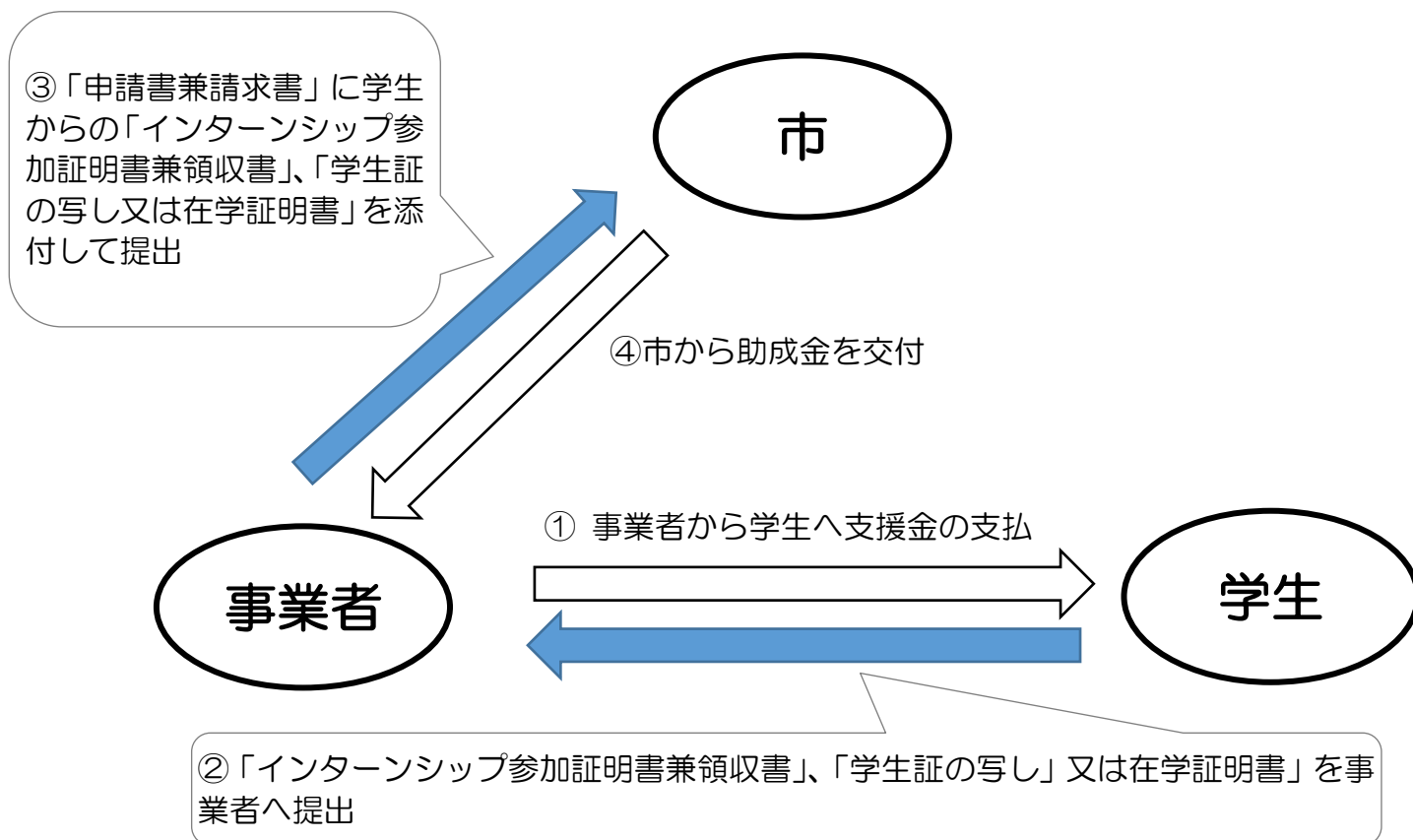
【申請方法】

インターンシップが終了した日から1か月以内（インターンシップの実施日が3月の場合は、3月末まで）に次の(1)~(3)の書類を産業政策課に提出してください。なお、各様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

- (1) 申請書兼請求書
- (2) インターンシップ参加証明書兼領収書（受入学生から提出を求めてください）
- (3) 受入学生の学生証の写し又は在学証明書（受入学生から提出を求めてください）

※新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」との併用が可能です。

【助成金申請手続きの流れ】



このチラシに関するお問い合わせ

上越市産業部産業政策課労働係 (☎025-520-5730)

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

